

### Ⅲ. 史跡指定等の経過

#### 1. 史跡指定に至る経緯

##### (1) 明治維新と盛岡城

盛岡藩が戊辰戦争に敗北した結果、盛岡城は明治政府の直轄地となった。第16代藩主南部利恭は、明治元年（1868）に領地を没収され白石に転封されたが、翌明治2年（1869）には盛岡藩の藩知事となり、盛岡城は13万石の居城となった。しかし明治3年（1870）、利恭は藩知事を辞任、全国に先駆けて廃藩置県を願い出て、明治政府により盛岡県が設置された。

当初の県庁は盛岡城の二ノ丸に置かれたが、翌年には仁王村広小路にある旧藩主別邸（現在の岩手県庁敷地）に移転し、城内は明治5年（1872）に陸軍省東北鎮台の所管となった。

盛岡城は、明治6年1月太政官布達「全国城郭存廃ノ処分並兵营地等撰定方」により、存城の一つに選定されたが、本丸及び二ノ丸、三ノ丸等の建物の維持が困難であると判断され、石垣や土塁を残し払い下げられることとなり、明治7年（1874）3月に城内の建物が一般入札により十三日町の小道具屋善五郎に約2,700貫文で払下げられ、城内建物や樹木の大半が撤去された。

##### (2) 櫻山神社の遷座

櫻山神社は寛延2年（1749）第8代藩主南部利<sup>としみ</sup>視が、初代南部信直の功績を称え社殿を建立したのが始まりとされる。当初は城内の淡路丸にあったことから淡路丸大明神と称されたが、文化9年（1812）に神社付近にあった桜の木にちなみ櫻山大明神と改名した。盛岡城の廃城に伴い、明治4年（1871）に加賀野<sup>あわじまる</sup>妙<sup>みょう</sup>泉<sup>せん</sup>寺<sup>じ</sup>に、さらに明治10年（1877）に南部家菩提所の麓に遷座し、明治32年（1899）3度目の遷座により現在地に鎮座した。

表10 櫻山神社の遷座に係る経過

年号（西暦）	事項
寛延 2年(1749)	盛岡城内の淡路丸に「櫻山御宮」創建（初代藩主南部信直を祀る）され、淡路丸大明神と称される
文化 9年(1812)	櫻山大明神と改称
明治 4年(1871)	明治維新により南部家の庇護を離れ御神体が加賀野妙泉寺山へ仮遷座
明治 5年(1872)	村社櫻山神社創建
明治 10年(1877)	御神体が南部家菩提所の麓に再遷座
明治 14年(1881)	県社に格上げ、例大祭開始
明治 32年(1899)	盛岡城跡地の現在地(下曲輪)に三度目の遷座

### (3) 岩手公園の開園

城跡地（内曲輪の大部分）について、明治23年（1890）に南部家が国から縁故払い下げを受け、明治36年（1903）から岩手県が公園整備計画に着手、明治39年（1896）に南部家と県知事の間で、「土地使用貸借契約書」を締結し、日比谷公園の設計案の策定等、東京府の公園整備に携わった長岡安平ながおかやすへいの設計により整備工事に着手、同年9月15日に岩手公園として開園した。

公園の開園を機に、盛岡城跡は広く県民・市民の憩いの場として開放され、以来、盛岡市・岩手県のシンボルとして愛されている。

設計にあたった長岡安平は地域の自然や特色を生かすことを公園設計の要諦としていた。特に盛岡城跡公園では、整備にあたって南部家と岩手県との貸借契約書に「城域の保存」を重んじることが明記されていたこともあり、城跡の遺構を生かしながら近代的な公園としての機能を備えたものとするに配慮が払われ、各曲輪の形状や石垣を大きく改変することなく、四季を楽しめる花木や草花を植栽し、曲輪の平場を芝生広場として、内堀を生かしながら鶴ヶ池を整備するなどの手法がとられている。（63頁第22図）

#### ①建物解体と払い下げ

明治元年（1868）	戊辰戦争で盛岡藩降伏（9月） 盛岡城は新政府の直轄地となる（10月に新政府軍入城） 14代藩主南部利剛は退隠し、15代藩主南部利恭が白石へ転封される（12月）
明治2年（1869） 7月	南部利恭が盛岡に復帰、13万石の居城となる
明治3年（1870） 10月	盛岡藩を盛岡県とし、県庁を二ノ丸に設置する（明治4年には城外に移転） 県により、遠曲輪・外曲輪の外堀・土塁が民間に払下げがおこなわれる
明治5年（1872） 6月	城域の全てが陸軍省東北（仙台）鎮台の所管となる
明治6年（1873） 1月14日	明治政府より全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方（廃城令）布達 盛岡城は存城とされる
明治7年（1874） 3月	岩手県による一般入札がおこなわれ、城内建物や樹木が十三日町の小道具屋善五郎に約2,700貫文で払下げられ、解体等撤去される （払下げ物件） ・本丸建物1,276坪（三階櫓・二階櫓・土蔵・板蔵・小屋・末門・百足橋・稻荷堂・休息所等） ・二ノ丸建物620坪（櫓・門・鶉住居門・不明門・瓦門・番所・堂・小屋等） ・三ノ丸建物94坪（鳩門・綱門・土蔵・番所等） ・その他（榊山稻荷社、鳩森八幡社、城内の松864本、樺45本、栗6本、雑木58本）

明治 22 年 (1889) 5 月	南部家からの城跡地の払い下げ依頼状 (明治 7 年以降は荒廃地) 陸軍大臣伯爵 大山巖 宛 従四位伯爵 南部利恭
明治 22 年 (1889) 5 月 17 日	(払下げ金額の提示) 陸軍大臣秘書官 福家安定 南部伯爵御家扶 南部晴景殿 一 盛岡城 地積 弍万六千八百四拾壹坪 建物八拾貳坪 二 伸御代償之儀ハ豫定ノモノニ付, 他ニ相洩レ以テハ差支候間, 御注意有之度申渡候也 (7,500 円)
明治 22 年 (1889) 8 月 9 日	(払下げ願い) 陸中国盛岡旧城趾御払下願 岩手県知事 石井省一郎 殿 東京府神田区西小川町二丁目九番地 従四位伯爵御名代理 岩手県盛岡市八幡町百四十三番戸 尾崎懋
明治 23 年 (1890) 3 月 15 日	南部氏が国から縁故払い下げを受ける (4,000 円支払) 「指令甲 13309 号」 南部伯爵宛 岩手県知事 石井省一郎 一 陸軍省所管旧盛岡城趾 面積 弍万六千八百四拾壹坪 但木石現在ノ通 土蔵弍棟 (敷地 26,841 坪, 建物蔵 2 棟 82 坪, 石垣 4,200 坪, 立木 1,304 本)
明治 23 年 (1890) 9 月 18 日	残金については月割納付とする旨の通知を受ける (残金 3,500 円) 「指令甲 12815 号」 南部伯爵宛 岩手県知事 石井省一郎
明治 24 年 (1891)	南部家が杣 (杉) 833 本, 松 74 本, 御用ノ松 74 本, 栗 15 本, 胡桃 44 本, 桜 46 本, 雑木 2 本, 槻 (樺) 46 本, 合計 1304 本 (ほか 86 本は朽木) を売却御払代償金 7 円 50 銭 (内容は明治 24 年 5 月 15・18・19・20 日調査による)

## ②公園設置計画

明治 36 年 (1903) 12 月 21 日	北条元利知事が, 盛岡 (内丸) 公園は規模が狭小で, さらに人家に介在するために公共の娯楽の目的を達成できないので, これを売却して盛岡城跡を借用して公園整備する案を提出 (12 月 24 日 県議会可決)
明治 39 年 (1906) 4 月 14 日	凶作による窮民救済事業 (労役扶助) として, 運動場や花壇を兼ね備えた公園として整備に着手

## ③南部家と岩手県との土地賃貸借契約

明治 39 年 (1906) 3 月 24 日	南部利淳と押川則吉知事の間で, 9 条からなる「土地使用貸借契約書」を締結 (46,077 m <sup>2</sup> )
明治 39 年 (1906) 7 月 17 日	「土地使用貸借契約変更書」を締結し, 亀ヶ池・鶴ヶ池と現在の都市計画道路下ノ橋更ノ沢線の西側 (現: 教育会館・産業会館・民家) も追加 (20,757 m <sup>2</sup> )

#### ④設計・施工概要

職工・人夫 26,059 人（失業対策事業），坪数約 14,000 坪，総工費約 21,400 円（県費 14,000 円・寄付金等 7,400 円），運動場約 1,200 坪，花壇約 300 坪，設計主任：長岡安平・田中眞次郎（設計段階では「巖手縣公園」）工事監督：一戸三矢（後の盛岡市議会議長）

#### ⑤整備の概要

全体を第壺区（本丸・二ノ丸・三ノ丸），第貳区（腰曲輪），第参区（台所など周囲）に分けて整備。本丸・二ノ丸：松・紅葉植栽，吹上馬場：桜林植栽，中津川畔腰曲輪：梅林植栽，吹上の坂：桃林植栽，鶴ヶ池・亀ヶ池：浚渫，堀を花崗岩で堤状に区分け，護岸石は小さめの花崗岩・藤棚設置，台所：運動場の整地，鍛冶蔵跡：花壇の設置，四阿 8 棟（凌虚亭，夕陽亭，望岳亭，拾翠亭，観月亭，枕流亭，双龍亭，聚芳亭）・側溝・道路・階段・橋・電灯・標識を整備。

#### ⑥開園

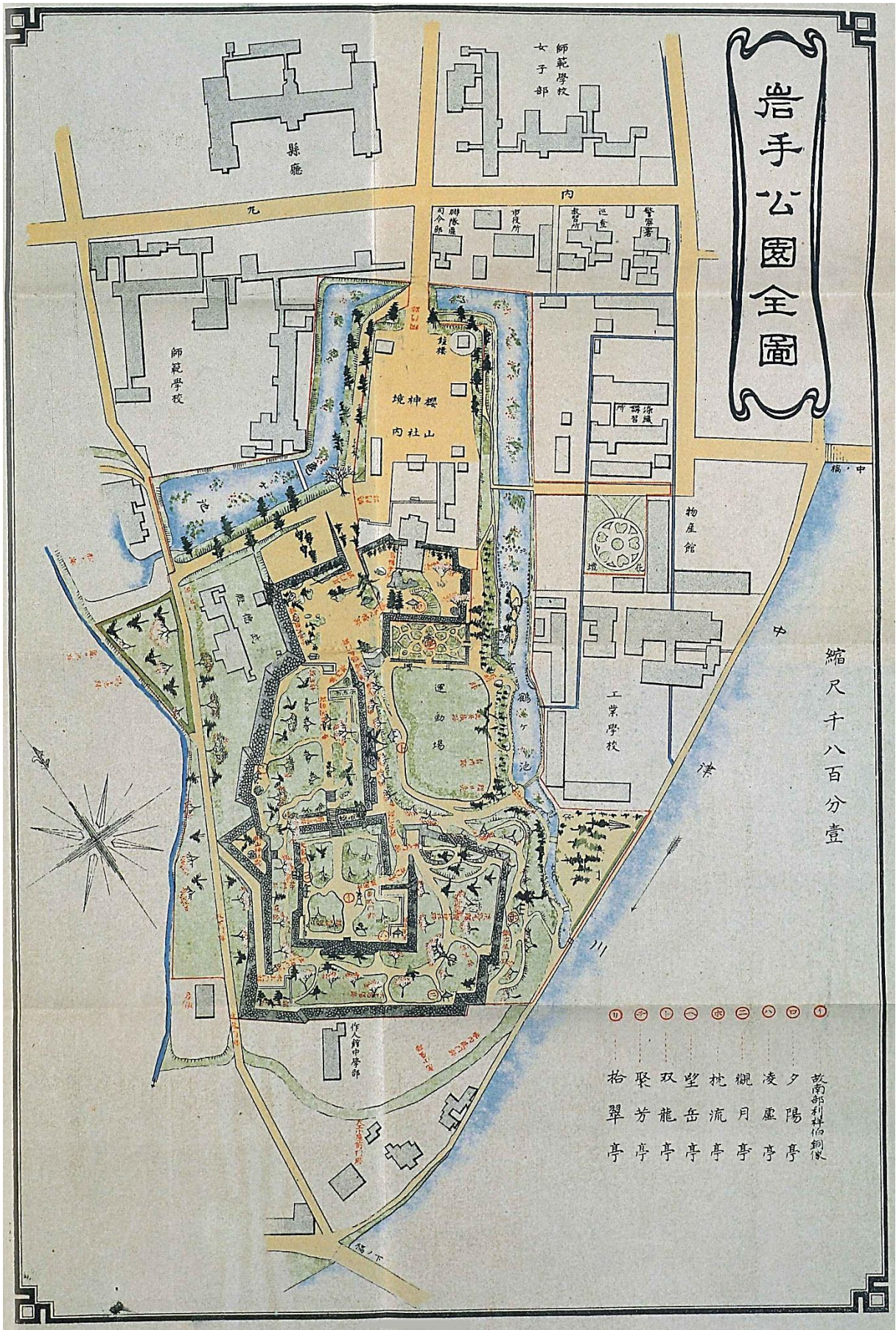
明治 39 年（1906） 9 月 11 日	押川則吉知事：岩手県告示第 382 号「盛岡城趾ニ造営シタル縣公園ハ巖手公園ト称シ本月十五日開園ス」
明治 39 年（1906） 9 月 15 日	開園記念式典 内容：号砲（午前 10 時），工事報告，知事式辞（押川知事），来賓祝辞（南部利淳，阿部豊年，長谷川郡長，北田市長） ○余興：楽隊，煙花，写声器，軽気球，手踊，太神楽，参差舞，はやし舞，獅子踊，電気煙花 ○出店：そばや，すしや，豚肉店，酒店，田楽ビール枝豆店，酒屋，煎餅ビール店，あべ川餅店
明治 41 年（1908） 9 月 15 日	南部利祥伯爵銅像除幕式（铸造：久野留之助，台座：田山傳次郎）
明治 41 年（1908）	武徳殿の建築



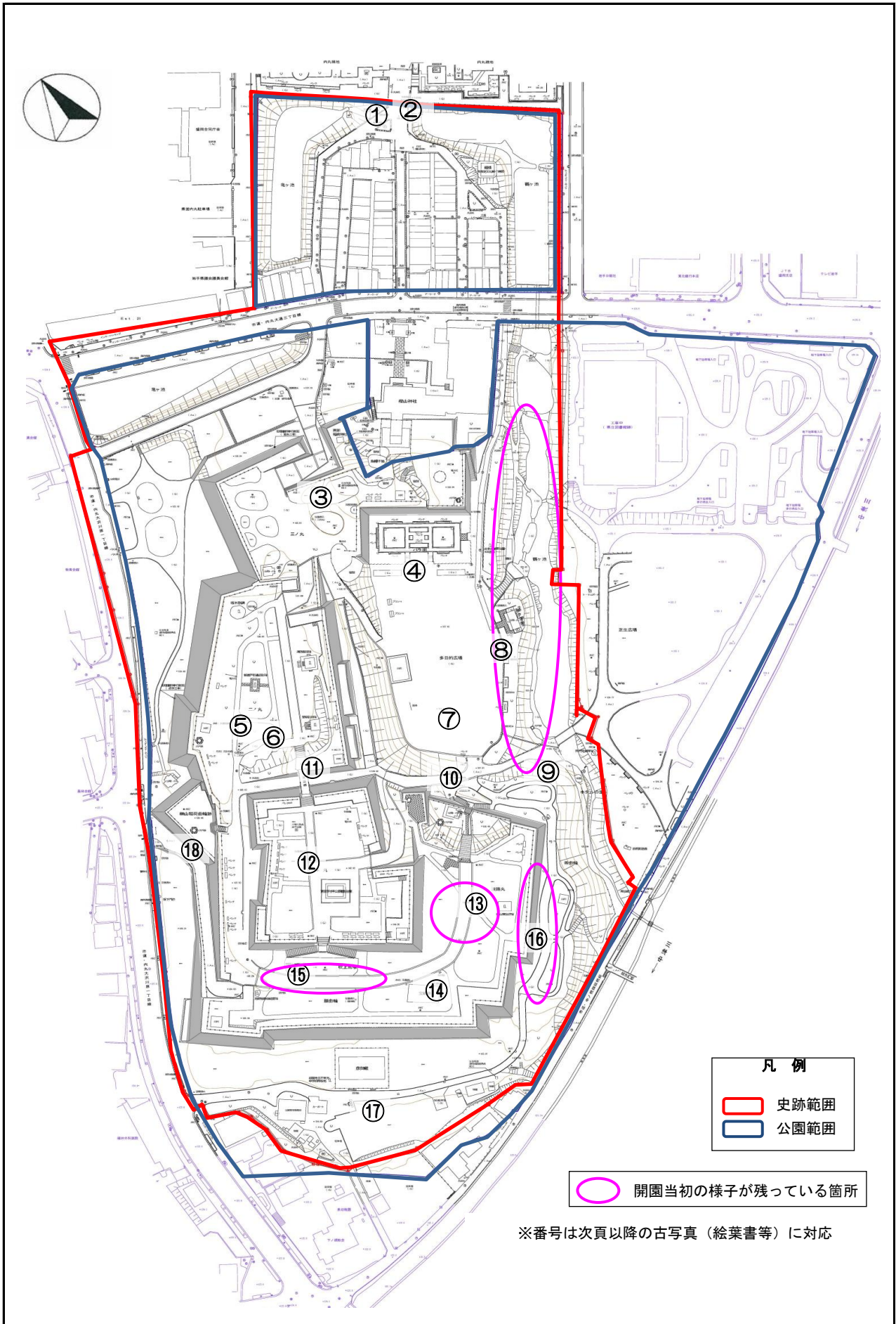
第 22 図 巖手縣公園設計圖 (財) 東京都公園協会 蔵 (図面左が北)



第 23 図 旧不来方城址公園敷地設計圖 (写し) 個人 蔵 (図面右が北)



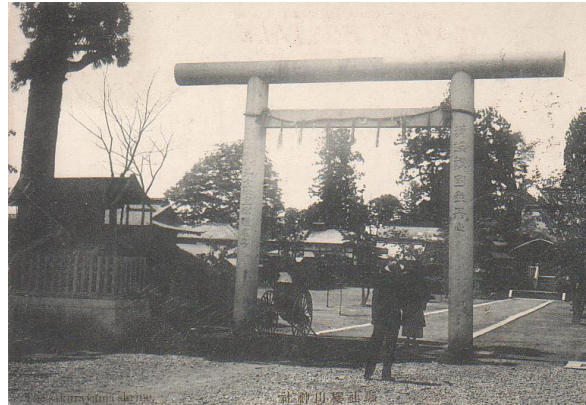
第 24 図 開園直後の岩手公園 (図説盛岡四百年下巻 I より転載)



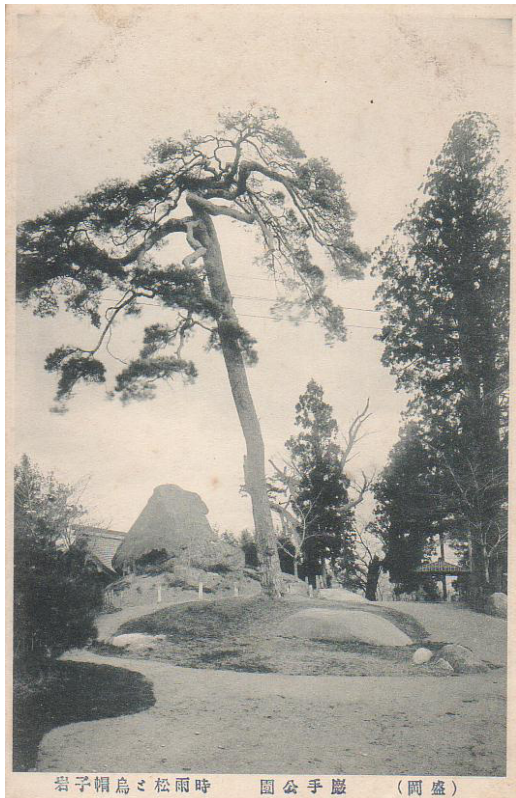
第25図 開園当初の意匠等が残る範囲



①櫻山神社入口



②櫻山神社入口



岩子帽烏と松雨時 園公手巖 (阿盛)

③時雨の松と烏帽子岩



行發堂 岩 (阿盛) flower-led of Iwate Park, Morioka. 壇花園公手岩 (阿盛)

④花壇より三ノ丸



山手岩と亭岳望 園公手巖 (阿盛)

⑤望岳亭より岩手山 (二ノ丸)



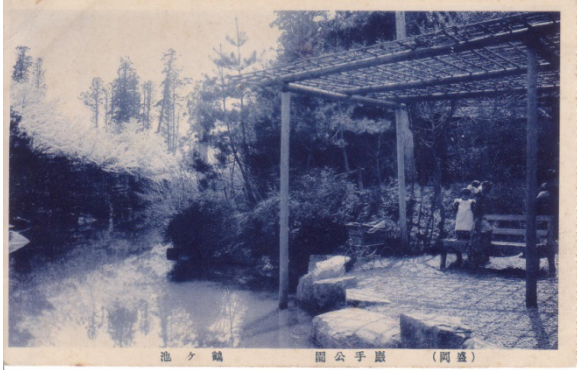
⑥中ノ丸 (二ノ丸) 南側



⑦三ノ丸から広場 (台所跡)

古写真 (絵葉書) 明治～昭和初期の岩手公園 (1)

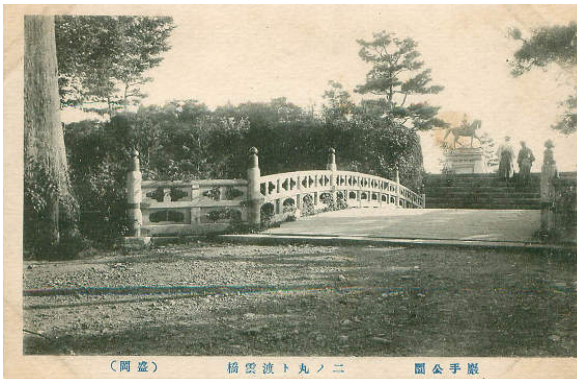




⑧鶴ヶ池（内堀）と藤棚



⑩腰曲輪北側



⑪二ノ丸から本丸（渡雲橋）



⑬旧櫻山神社（腰曲輪東側）



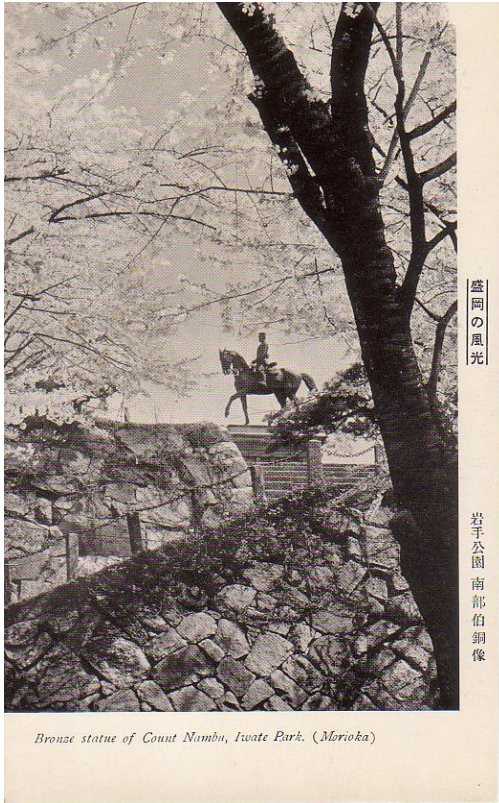
⑨鶴ヶ池（内堀）



⑫本丸（南部中尉銅像）



⑭桜林（腰曲輪）



⑮腰曲輪から本丸



⑯梅林 (腰曲輪下東側)



⑰米内蔵跡周辺, 中津川方向



⑱吹上坂下

(絵葉書①～⑨, ⑪～⑱もりおか歴史文化館 収蔵 ⑩個人蔵)

古写真 (絵葉書) 明治～昭和初期の岩手公園 (3)

(4) 戦前の公園整備

昭和9年(1934) 6月6日	岩手公園の管理が県から市に移管されることに伴い、南部家との間で敷地買収交渉が行われ、買収の条件(金額・範囲等)についての覚書が盛岡市と南部家との間で交わされる。
昭和9年(1934) 12月1日	県より移管を受けた盛岡市が南部家より土地を購入、管理をおこなう。(内丸57番1・2・3・7を購入) 買収は公園の範囲とし、城下道路の西側一帯(現 教育会館・産業会館)を除き、岩手女学校(現 岩手女子高等学校)へ貸付中の敷地(現在の公園管理事務所付近)を含む。(昭和9年6月6日付覚書による) 施設(公園看守人詰所・物置・人夫詰所・四阿7棟・便所6棟・花籠堂1棟・猿小屋・熊小屋)は岩手県より無償交付される。(昭和9年12月3日付 岩手県指令庶第288号による)
昭和9年(1934)	水道開通を記念して鶴ヶ池に噴水を設置、噴水の周囲に銅製の鶴を置く。
昭和11年(1936) 5月	中津川からポンプにより鶴ヶ池へ給水していたものを、水道からの給水に切り替える。(同年11月まで)

(5) 史跡指定

昭和10年(1935) 10月22日	盛岡市長の大矢馬太郎より文部大臣あて史跡指定の申請がなされる [指定調書] 岩手県史跡天然記念物調査委員の菅野義之助氏が記述 (イ) 築城前ノ地形 旧記(祐清私記)ニヨレバ築城前ノ地形ハ北上、中津両河ノ落合ニ挟マレタル花崗岩ノ丘陵ニシテ全山青笹密生シ其中ニ栗ノ巨木所々ニ散点セリ、其ノ中今ノ淡路丸ノ所ダケハ小サキ館ヲナシ此レヲ不來方ノ南館ト呼ビタリ此レヨリ二町ヲ距ツル今ノ盛岡地方裁判所々在地ノ邊ハ此レ亦花崗岩ノ丘陵ニシテ此レヲ不來方ノ北館ト称シタリ (ロ) 築城ニ至レル経過 天正十九年九戸政實背叛スルヤ南部信直援ヲ豊臣秀吉ニ乞ヒ大軍來援シテ政實ヲ討滅セリ當時秀吉志和、稗貫、和賀ノ三郡ヲ以テ南部氏ニ與ヘタリ為ニ南部氏ハ地ヲ南方ニ加ヘソノ封土ノ中心ハ馬淵川ノ流域より轉シテ北上ノ河谷ニ移ルコトトナリソノ結果ハ自然藩ノ治所モコレヲ南遷スルノ便ナルヲ見ルニ至レリ隅々領内ノ形勢ニ通曉セル浅野長政ハ政實征討後凱旋ノ帰途将来ノ城地ヲ北上河谷ニ求メ前記北上、中津、両河ノ落合ニ介在セル丘陵後ノ盛岡城ノ地ヲ相シテ南部信直ニ将来ノ新城ヲ此所ニ建設セラルベキヲ懇懇シタルモノナリキ、カクテ信直ハ文禄ノ役豊臣氏ノ召ニ應ジテ肥前名護屋ニ赴クヤ豊臣秀吉ニ謁見シ新城ヲ盛岡ニ築クノ宿望ヲ述ベテソノ許諾ヲ受ケ當時ノ国元ニ留守ノ任ニ當レル嗣子利直ニコレガ實行ヲ命ザルナリ (ハ) 築城 カクテ慶長二年三月歛立式ヲ行ヒ今ノ本丸ノ地ヲ切り崩シテ其ノ上部ヲ平坦ナラシメ次ニ二ノ丸ニ及ビ更ニ三ノ丸ハ本丸ニ近キ高サナリシヲ以テ著シク此レヲ
-----------------------	--

	<p>切り下ゲ以テ大体ノ形態ヲツクリ得タルラリキ</p> <p>(二) 構造</p> <p>當時ハ北上河西ヲ流レ中津川東ヲ限り南方ハ両河ノ合流シテ他ト隔絶シ北部ハ濠ヲ穿チ中津川ノ水ヲヒキテコレニ充タセリ此ノ城内ニ通ズル城門四アリ大手ノ正門ヲ綱門ト云ヒソノ左方ノ中央ヲ開ケルモノヲ不明門ト云ヒ右方ノ北門ヲ枳形門ト云ヒ背面ニアルモノヲ大工小屋前門又ハ下ノ橋門ト称シ搦手タリ</p> <p>内城正面ノ綱門ヨリ下郭ニ入り左方ニ勘定所ノ一廓ヲ見テ直進シテ右折シ鳩門ヲ過ぎ更ニ瓦門ヲ経レバ三ノ丸ニ入ル三ノ丸ヨリ車門ヲ経テ二ノ丸ニ入ル此処ニハ表御館ト称セル宏大ナル建物アリキ此ノ建築物中ニハ藩廳ヲ設ケ家老用人目付以下ノ藩吏出勤シテ藩政ヲトリ更ニ藩主ノ表向ノ謁見所ヲモ設ケタリ、三ノ丸ニノ丸周囲石垣ノ上ハ堅固ナル漆喰塗ノ土塀ヲ設ケコレニ狭間ヲ開キ以テ瞰射ニ便セリ、二ノ丸ノ館内ヨリ本丸ニ昇ルニハ階段ヲ上リ内廊下橋ヲ渉ルココニ政所ト称スル宏大ナル建造物アリ、政ヲ立テ同三十九年知事押川則吉ノ時開園ス昭和九年市有トナリ現在ニ至ル</p> <p>二ノ丸三ノ丸ハ芝生トシ二ノ丸ニハ亭樹ヲ設ケ且樹木ヲ植エ本丸モ同様亭樹ヲ設ケ樹木ヲ植エ散策ニ便ス</p> <p>中央ニ南部中尉ノ銅像アリ吹貫馬場跡ニハ櫻樹ヲ植エ付ケ櫻ノ名勝地タリ</p> <p>二ノ丸ノ下郭ハ運動場ヲ設ケ其ノ一端ニハ花壇ヲ設ケ各丸間ハ石段及橋等ニヨリテ連絡ス</p> <p>城ノ北方ニハ更ニ内丸ナル一廓ヲ設ケテ藩主ノ一族共ニ重臣ノ居宅トナシ以テ城ノ北部ヲ擁セリ即東方ノ中津川ノ水ヲ引キテ東ヨリ西ニ濠ヲ穿チソノ北側トシ該(カ)濠ハ更ニ南折シテ北上河(旧河道)ニ通ジテソノ西側ヲ形成セルモノニテ濠ノ内側ニハ高キ土塁ヲ設ケリ今日ハ當時ノ濠共ニ土塁ヲ廓ノ西北隅ニ存スルノミ更ニソノ外部ノ廣キ地積ヲ画シテ土塁塹壕ヲ設ケソノ中ヲ町民并ニ輕臣ノ住民地帯ヲナセルモノナリキコノ地域ハ東方ハ中津川ヲ越エテ廣キ地帯ヲ占メ今日ノ盛岡市ノ主要部ヲ殆抱擁セルモノナルガ今日ハ土塁濠共ニ全ク破却シテ去ラレテソノ跡ヲ止メズ</p>
昭和 11 年 (1936) 4 月 7 日	十社兵第 3,370 号により、岩手県知事より文部省宗教局長あて史跡指定に関する申請書進達
4 月 14 日	申請に対し、実地調査を実施する予定があることを回答
9 月 25 日	史跡指定について、櫻山神社より承諾を得る
11 月 27 日	史跡指定にあたり、櫻山神社境内地が指定範囲となることを内務省に照会
12 月 26 日	内務省文書第 20 号により、櫻山神社境内地の史跡指定に異存無しとの通知
昭和 12 年 (1937) 4 月 17 日	<p>(官報告示) 文部省告示第二百十二號</p> <p>史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス</p> <p>昭和十二年四月十七日 文部大臣 林 銑十郎</p> <p>盛岡城隍 岩手縣盛岡市第一地割字内丸 五七番ノ四, 五七番ノ五櫻山神社境内, 自五七番一至五七番ノ三, 五七番ノ七</p>

(6) 指定説明とその範囲

表 11 史跡指定台帳（文化庁 蔵より転記）

種 別	第一類 史蹟		昭和十二年四月十七日 告示第二百十二號				
名 称	盛岡城址		所在地	岩手縣盛岡市第一地割字内丸			
説 明	慶長二年南部利直ノ經始セルトコロニシテ寛永十年全城竣工ノ後漸次修理ヲ加ヘ子孫相繼テ之ニ居リ以テ明治維新ニ至ル城構ハ本丸, 二之丸, 三之丸ヲ備ヘシガ後陸軍用地トナリ建物ハ除カレ再ビ南部家ノ有ニ帰シ明治三十九年公園トナレリ今濠湟石壁土墨尚ヨク存シ舊規模ノ見ルベキモノアリ						
指定の事由	保存要目中 史蹟 ノ部第四ニ依ル						
保存ノ要件	公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外現状ノ変更ハ之ヲ許可セザルコトヲ要ス						
地 籍	町村	大 字	字	地 番	地 目	地 積	所有者, 管理者, 占有者 住所氏名
	盛岡	第一地割	内丸	五七ノ四	櫻山神社	七反二〇二七合二勺	
				五七ノ五	櫻山神社 境内	三反五四八一合六勺 (加筆) 一,〇六八坪一合六勺	
				五七ノ一	公園地	五六,九二〇 (加筆) 一七,〇九〇坪	盛岡市
				五七ノ二	池沼	六,〇〇〇	盛岡市
				五七ノ三	〃	六,九二六 (加筆) 二,〇九六坪	盛岡市
				五七ノ七		(加筆) 二,〇四六坪	盛岡市

注 1) 史跡指定地のうち, 57-7 については指定当初通路（地目は宅地）となっていた場所であるが, 現在の 57-7 は彦御蔵の周辺となっている。地番の移動した経緯については不明であるが, 史跡指定当初の地番について文化庁に所蔵されていた「丈量図」を参考にして, 平成 21 年度実施の現況測量調査業務により史跡指定範囲を確認した。

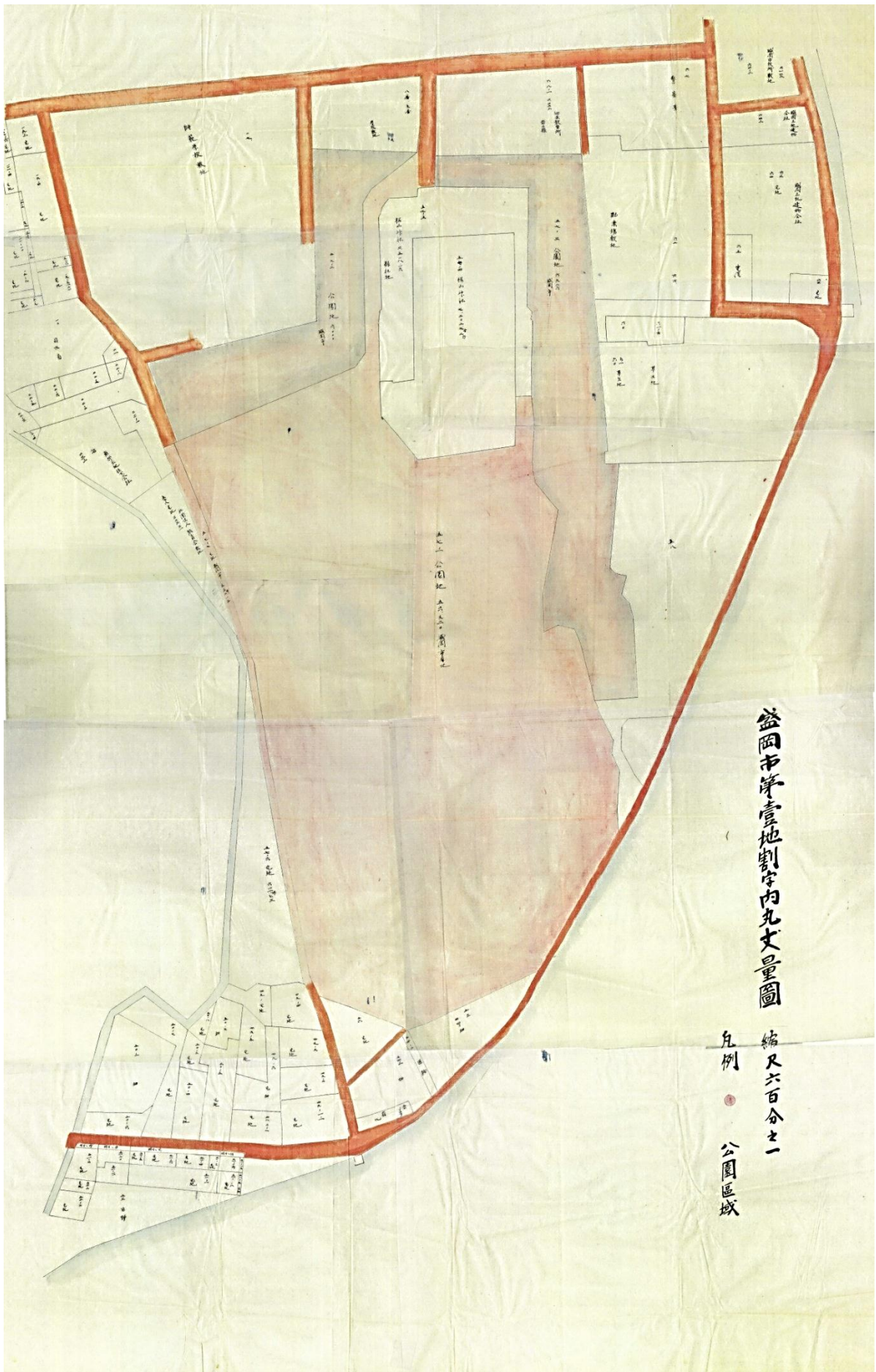
注 2) 加筆については, 反・合・勺を坪数に直した際のもの。

注 3) 史跡の管理団体については, 史跡指定時（昭和 12 年 4 月 17 日）に盛岡市が史蹟名勝天然紀念物保存法第 5 条第 1 項の規定により管理者として指定されていることから, 文化財保護委員会規則第 3 号（昭和 25 年 10 月 21 日）第 1 項の規定により, 現在も管理団体となっているものである。

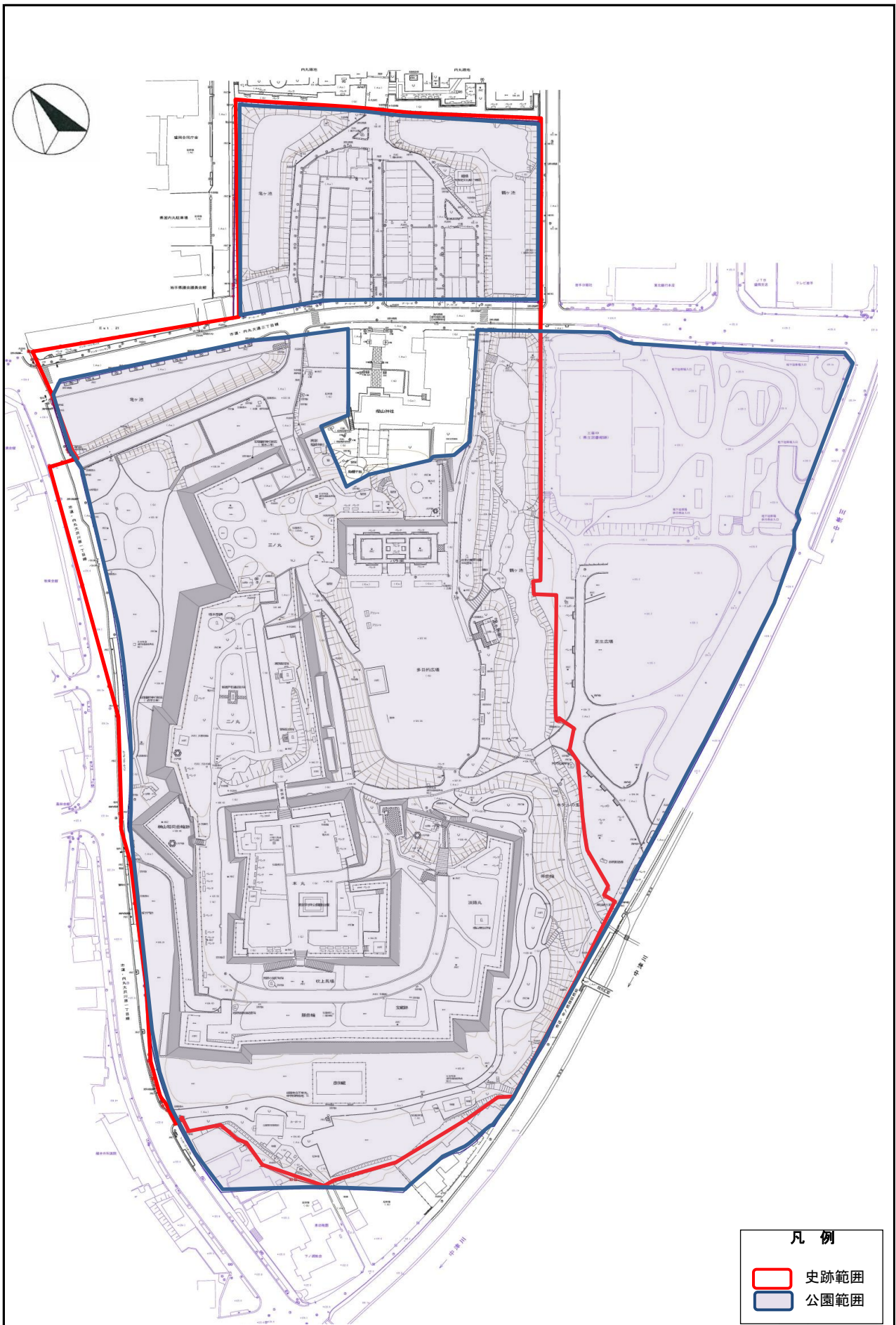
【現在の指定範囲】

指定地番：盛岡市内丸 57 番 1～5 号, 57 番 7 号, 57 番 30～36・38・39・42・45～55・57～126・320

指定面積：（登記上）87,051.07 m<sup>2</sup>, （実測面積）84,092.04 m<sup>2</sup>（平成 21 年度測量調査成果）



第 26 図 盛岡市第壹地割字内丸丈量圖（原圖 縮尺六百分之一） 文化庁 蔵



第27図 史跡盛岡城跡現況平面図（平成21年度調査作成）

## 2. 史跡指定後の経過

史跡指定後より現在に至るまでの史跡の保存及び整備に関連する主な経過について、下記により略述する。

### (1) 各種整備事業等

昭和 19 年 (1944)	広場 (御台所) 北側の花壇を庭園にして運動場を整備
昭和 24 年 (1949)	広場北側の運動場をテニスコートとして整備
昭和 25 年 (1950)	亀ヶ池の一部埋め立て開始
昭和 26 年 (1951)	11 月 宮野小提灯句碑を設置 (腰曲輪)
昭和 29 年 (1954)	亀ヶ池周辺の建物移転, 東大通りの開通 亀ヶ池・鶴ヶ池の清水化のため中津川から揚水, 浚渫も実施 (7~9 月)
昭和 30 年 (1955)	岩手公園整備計画案の策定 10 月 5 日 石川啄木歌碑を設置 (二ノ丸)
昭和 31 年 (1956)	5 月 14 日 岩手公園の都市計画決定及び事業決定 (面積 9.7 h a) 10 月 15 日 「一般公園」として開設 (面積 8.7 h a)
昭和 33 年 (1958)	二ノ丸整備及び失業対策事業による部分修理を実施
昭和 34 年 (1959)	5 月 5 日 本丸南西に愛の鐘放送塔を設置 (平成 11 年撤去)
昭和 35~36 年 (1960~1961)	将来の公園整備に備えた措置として, 櫻山神社参道地区内の土地の一部を公園敷地及び道路敷地として購入
昭和 36 年 (1961)	11 月 7 日 長雨により城内に設置されていた防空壕の陥没, 二ノ丸西側の石垣が崩落し, 修復工事を開始 (~昭和 37 年 3 月 30 日)
昭和 37 年 (1962)	鶴ヶ池への給水装置 (サイフォン) 工事着手 (~昭和 39 年) 二ノ丸西側下に観光バス駐車場を整備 9 月 8 日 新渡戸稲造顕彰碑を設置 (二ノ丸)
昭和 38 年 (1963)	渡雲橋 (二ノ丸と本丸の連絡) をコンクリート製に架け替え
昭和 39 年 (1964)	御台所跡 (広場) に休憩所 (四阿) を寄付により設置 中津川から鶴ヶ池への給水装置完成 鶴ヶ池畔にコンクリート製の藤棚を設置 櫻山神社より土地を購入し, 三ノ丸の一部を公有化
昭和 40 年 (1965)	テニスコート整備 (現在の彦御蔵付近)
昭和 41 年 (1966)	武徳殿脇から菜園登り口までの整備 (照明灯・トイレ設置等)
昭和 42 年 (1967)	芝生公園 (史跡外) の整備に着手 バラ園上部と桜林に鉄柵設置 県立図書館建築工事竣工
昭和 43 年 (1968)	県立図書館が開館, 二ノ丸に鉄製柵を寄付により設置



昭和44年(1969)	菜園登り口の桜林への鉄柵設置(腰曲輪部分) 園路舗装・ベンチの増設 鐘楼等の整備
昭和45年(1970)	9月 宮沢賢治詩碑, 11月 原敬遺徳碑の設置 花時計の設置 亀ヶ池棧橋店舗の撤去と歩道の設置工事, 公園案内板等の設置
昭和46年(1971)	岩手公園地下駐車場開業 9月 腰曲輪南側(米内蔵西側)の市立図書館撤去
昭和47年(1972)	本丸整備, 鶴ヶ池浚渫
昭和48年(1973)	本丸整備
昭和49年(1974)	亀ヶ池にばつき塔設置, 亀ヶ池法面整備
昭和50年(1975)	園路(米内蔵跡付近)及び広場(御台所跡)整備
昭和51年(1976)	梅林園路整備
昭和52年(1977)	梅林園路整備, 三ノ丸登り口の整備 動物園舎の一部撤去
昭和53年(1978)	消防団本部撤去及び跡地整備 三ノ丸登り口～二ノ丸登り口園路舗装, 広場(御台所跡)の四阿新築(寄付) 亀ヶ池にばつき塔設置(寄付)
昭和54年(1979)	亀ヶ池池畔の花鳥園・城ヶ根跡地の整備
昭和55年(1980)	本丸・二ノ丸四阿建て替え, 池の浚渫
昭和55年(1980)	3月26日, 「一般公園」から「総合公園」に都市公園の種別変更をおこなう
昭和56年(1981)	梅林の四阿建替え
昭和57年(1982)	武徳殿解体(10月), 跡地整備
昭和59年(1984)	石垣解体と発掘調査を開始 第1期: 腰曲輪・淡路丸 昭和59～平成2年度 第2期: 二ノ丸・本丸 平成3～19年度
昭和60年(1985)	石垣解体修理に伴う周辺整備(～平成2年度) 三ノ丸西側石垣において石垣移動量調査を開始(～平成10年度)
昭和61年(1986)	鶴ヶ池周辺と中ノ橋たもとにガス灯を設置
昭和62年(1987)	都市計画道路下ノ橋更ノ沢線改良工事実施(～平成2年度)
昭和63年(1988)	公園管理事務所の移転・新築, トイレ新築(桜林) 都市計画道路「下ノ橋更ノ沢線」改良工事に伴い, 彦御蔵の曳き屋による移設 (平成元年2月～3月)
平成元年(1989)	彦御蔵の補修 三ノ丸にトイレを新設, 動物園の廃止 「日本の都市公園100選」に入選, 記念碑の建立
平成2年(1990)	亀ヶ池の浚渫

平成3年(1991)	鶴ヶ池畔の店舗撤去及び跡地整備, 桜林整備
平成4年(1992)	彦御蔵補修, 鶴ヶ池浚渫 都市景観緑賞受賞記念碑の設置
平成5年(1993)	鶴ヶ池浚渫, 二ノ丸南東部四阿整備, 彦御蔵周辺整備, 御田屋清水整備, 第2期石垣修理事業開始(～平成19年度)
平成6年(1994)	岩手女子高寄宿舎解体・跡地整備, 亀ヶ池浚渫, 御田屋清水整備
平成9年(1997)	城下もりおか400年記念事業実施 周辺道路の都市計画決定に合わせ, 都市計画区域を変更(面積9.9ha)
平成11年(1999)	石垣変位調査開始
平成12年(2000)	鶴ヶ池への給水装置をポンプ方式に変更
平成13年(2001)	地震により吹上坂の石垣が大きく孕んだため修理を実施
平成14年(2002)	盛岡東警察署新築に伴う揚水ポンプ電源設備設置
平成14年(2002) ～16年(2004)	亀ヶ池・鶴ヶ池に水質浄化活性液投入
平成18年(2006)	岩手公園開園100周年, 愛称を「盛岡城跡公園」と決定 「日本100名城」に選定される
平成22年(2010)	イワマ靴店跡地にお休み処「不来方」を設置 亀ヶ池に水質浄化装置を設置
平成23年(2011)	7月1日もりおか歴史文化館開館, お休み処「不来方」移転 鶴ヶ池に水質浄化装置を設置

## (2) 現状変更等(整備事業以外)

昭和21年(1946)	岩手県引揚者連盟盛岡支部が、「盛岡更正市場組合」(組合員105名)を設立
7月17日	岩手県引揚者連盟盛岡支部長名により, 櫻山神社境内地に更正市場を経営するも, 敷地が狭いことから, 隣接している市有地の亀ヶ池畔通路の使用申請を提出
8月	市有地の使用について, 使用地には絶対に建物を建設しないこと, 市の必要に応じ返還すること, 常に清潔を保持すること等を条件に, 昭和21年8月11日～昭和22年8月10日までの1年間で使用を許可
8月	亀ヶ池周辺の市有地(公園地)に亀ヶ池商店街58戸できる
昭和22年(1947) 8月20日	盛岡市と組合との間で2回目の賃貸契約締結 亀ヶ池畔から鳥居前に至る232坪(58戸分)
昭和24年(1949) 4月	岩手県土木部計画課より, 都市計画路線として亀ヶ池の一部を埋め立て, 貫線道路としたい旨申請が提出される 岩手県教育員会では県史跡調査委員会を開催し, 「池があるからこそ史跡として指定されており, その原型を失っては価値がない」との結論を出し, 申請をみとめず別路線での計画策定を求める
昭和24年(1949)	盛岡更正市場協同組合(境内地)と亀ヶ池商業協同組合(市有地)に分裂
昭和25年(1950)	盛岡市と亀ヶ池商業協同組合との賃貸契約更新

昭和 25 年 (1950) 4 月	都市計画道路路線設置にあたり、亀ヶ池の一部埋め立てについて盛岡市より岩手県教育委員会に申請
昭和 25 年 (1950) 6 月 27 日	岩手県教育委員会議開催。都市計画道路の設置に係る亀ヶ池の一部埋め立てについては、神社境内地を緑地帯とし、池（堀）はきれいにするという条件付きで許可することとする
昭和 26 年 (1951) 8 月 31 日	盛岡市が亀ヶ池の埋立てを計画し、現状変更許可申請書を提出 これ以前に都市計画道路中ノ橋大通線建設工事に伴い「亀ヶ池と鶴ヶ池の埋立工事」着工、亀ヶ池畔の一部店舗を移設
昭和 29 年 (1954)	都市計画道路中ノ橋大通線開通 亀ヶ池の栈橋上と下曲輪（櫻山神社参道地区）西側に、亀ヶ池周辺の店舗を移設
昭和 32 年 (1957) 4 月 3 日	岩手県知事より、東洋物産有限会社（旧イワマ靴店）あて、建築行為について条件付きで許可
6 月 17 日	文化財保護委員会より東洋物産店舗の店舗新築を許可
10 月 10 日	文化財保護委員会より、東洋物産建物の建築許可期間延長（昭和 35 年 3 月末日まで）を認可
昭和 34 年 (1959) 7 月 29 日	4 月 8 日付で盛岡更正市場協同組合理事長及び櫻山神社宮司より提出の、櫻山・亀ヶ池商店街市街地整備（商店街店舗新築と道路拡幅整備）の史跡現状変更申請書について条件付きで許可
昭和 36 年 (1951)	文化財保護委員会より、現位置での櫻山神社の改築について許可
昭和 38 年 (1963)	更正市場整備計画に基づき、市場内の店舗付き住宅の新築が進み、現在に近い状態となる
昭和 39 年 (1964)	更生市場整備区域の櫻山神社所有地で地上権が設定される
昭和 42 年 (1967)	この年より、行政財産の使用許可申請書の提出を受け「行政財産使用許可証」を交付
昭和 42 年 (1967)	東洋物産有限会社（三愛）の土地建物が、（株）シューズセンターイワマに売却され、イワマ靴店が開業
昭和 45 年 (1970) 12 月 24 日	亀ヶ池栈橋店舗 8 棟の撤去と、亀ヶ池周辺整備の史跡現状変更を許可
昭和 52 年 (1977) 5 月	盛岡更正市場組合理事長より「公園法に基づく当該地域内の土地利用並びに既存建築物に対する現状変更の規制強化について」を盛岡更正市場組合・内丸第二組合・亀ヶ池商業協同組合・住宅組合の各組合員あてに通知
昭和 53 年 (1978) 8 月 11 日	協同組合東大通商店会理事長から、盛岡市長に「東大通商店街地区改造」についての要望書を提出
平成 12 年 (2000) 3 月 16 日	協同組合東大通商店会より、再開発ビル建設に係る現状変更申請書の提出（平成 14 年 7 月 22 日工事完了）
平成 19 年 (2007) 7 月	旧イワマ靴店建物取り壊し